資料１

第2回委員会における意見等への対応について

●資産の総合評価について

No.	意見の概要	対応（案）
1	総合評価1巡目の評価結果を評価替えする場合は、所管課への影響が多いため、劇的な変化を防ぐような仕組みが必要である。	総合評価1巡目の評価結果が「計画的保全対象」又は「利用見直し」の施設において、データ評価の結果により評価替えの可能性がある場合は、3年間の経過観察を行います。
2	データ評価による相対評価を実施するにあたって、人口規模や利用圏域が類似している団体の施設と比較できるとよい。	コストによる比較は、対象となる費用の範囲の統一が難しいですが、人口、利用者、延床面積による比較は可能性があると考えておりますので、実現可能性を踏まえて検討していきます。
3	総合評価2巡目の実施にあたって、立地適正化計画の考え方を活用することを検討されたい。	都市部では立地適正化計画と連携しつつ、それ以外の地域については資産経営の考え方を基本として、総合評価を行っていきます。